静岡県立浜松湖東高等学校

「いじめ対策」基本方針

Ⅰ　基本事項

（Ⅰ）いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは決して許されない行為である一方、どの生徒にも起こり得るものであり、当事者の立場が変化する場合もある。学校は、いじめを個人の問題として扱わず、学校全体で未然防止、早期発見及び早期対応に取り組む。生徒の人権感覚、相互理解及び健全な人間関係を育み、教職員間の情報共有と連携を日常的に行う。

ア　未然防止

すべての教育活動を通じて、生徒一人一人の多様性を認め、自尊感情や規範意識、互いを尊重する人権感覚を育む。授業、ホームルーム活動、学校行事等において他者との関わりを考え、話し合う機会を設け、いじめを許さない学校づくりを進める。

イ　早期発見

授業、ホームルーム活動、部活動等での表情、言動、人間関係、欠席・遅刻の変化に注意し、複数の教職員で生徒の状況を把握する。定期的ないじめアンケート、個人面談、Ｉ分間カウンセリング等を活用し、安心して相談できる機会を確保する。SNS 上のいじめを含め、生徒や保護者等からの訴えや小さな兆候を軽視しない。把握した情報は個人で判断・抱え込まず、速やかに報告・共有する。

【欠席・遅刻等が続く生徒への対応】

生徒の欠席、遅刻、早退、保健室利用等の変化は、担任のみで原因を判断せず、いじめとの関連も含めて学年主任・生徒指導主事・管理職と情報共有する。欠席が続く場合は、本人・保護者への連絡、アンケート・相談記録の再確認、関係教職員による情報整理等を行い、必要に応じていじめ対策委員会で協議する。いじめによる欠席が疑われる場合は、年間 30 日への到達を待たずに重大事態の疑いを検討し、県教育委員会に速やかに報告・相談する。

ウ　対応の基本

いじめの疑いがある場合は、被害を受けた生徒の安全・安心を最優先に確保し、心身の状態や意向に配慮して支援する。関係生徒への指導と支援も継続し、特定の教職員だけに対応を委ねず、学校いじめ対策組織を中心に組織的に対処する。

エ　学校いじめ対策組織（いじめ対策委員会）

本校に常設する「いじめ対策委員会」を、いじめ防止対策推進法第 22 条に基づく学校いじめ対策組織とし、相談・通報に関する情報を集約する。学期に１回を基本として定期的に開催し、いじめの疑いに関する情報があれば必要に応じて速やかに臨時開催する。委員会は、情報の収集・記録・共有、いじめの認知、事実確認の方針、支援・指導、役割分担、保護者対応、継続観察等を協議・決定する。

【基本構成】委員長：教頭／副委員長：生徒指導主事／委員：各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター。校長は学校全体の責任者として報告を受け、必要な指示・判断を行う。事案に応じて担任、教育相談担当、部活動顧問、SC、SSW 等の参加を求める。

学校の基本方針及び相談窓口は、入学時・年度当初に生徒・保護者へ説明し、ホームページ等で公表するとともに関係機関にも周知する。

２　いじめ防止等のための年間計画

時期	主な取組
４月	学年会議・情報交換／個人面談／いじめアンケート／１分間カウンセリング／基本方針・相談窓口の周知
５月	情報交換
６月	情報交換
７月	学年会議・情報交換／いじめ対策委員会
９月	個人面談・情報交換／いじめアンケート
10 月	情報交換
11 月	校内研修／いじめ対策委員会
12 月	学年会議・情報交換
１月	いじめアンケート／情報交換／ホームルーム活動
２月	学校アンケート／いじめ対策委員会
３月	学年会議・情報交換／基本方針・年間計画の見直し

※ 行事や LHR 等を活用し、グループエンカウンター等を適宜実施する。

※ 運営委員会・職員会議で必要な情報を共有し、必要に応じて SC・SSW 等を交えた生徒支援会議を実施する。

※ 定期開催のほか、いじめの疑いに関する情報を把握した場合は、随時いじめ対策委員会を開催する。

※ 校内研修では、いじめの法的定義、疑いの段階からの報告・組織対応、重大事態の判断と報告、記録の保存・情報共有、被害生徒への支援等を扱い、全教職員の共通理解を図る。

３　いじめの早期解決に向けての取組（対応フロー）

いじめの疑いを把握した教職員は、個人で認定の要否を判断せず、直ちに安全確保と報告を行う。いじめ対策委員会が組織として対応方針を決定する。

① 発見・相談・通報【直ちに対応】 本人・保護者の訴え／教職員の観察／アンケート／欠席・遅刻の変化／SNS 等 その場の行為を止め、被害生徒の安全と安心を最優先に確保する。	**初動の原則** 「いじめかどうか」の個人判断で放置しない。 生命・身体の危険があれば緊急通報等を優先。
▼	
② 即時報告・校内共有【原則当日／24 時間以内に初動】 発見者・相談を受けた教職員 → 学年主任・生徒指導主事 → 教頭・校長 管理職へ直接報告可。担任・学年で抱え込まず、学校いじめ対策組織へ情報を集約する。	**共有する情報** 日時／場所／関係生徒／行為の内容／本人の訴え／安全状況／保護者連絡／実施した措置。
▼	
③ 事実確認・記録・安全確保【速やかに実施】 原則複数の教職員で、関係生徒から個別に丁寧に聴取する。 先入観を排し、情報源を守り、発言・確認事項・対応を時系列で記録する。	**記録の取扱い** 事実・伝聞・判断を区別。記録者と記録日時を明示。 原本を保持し、修正時は別版保存して変更履歴を残す。
▼	
④ 学校いじめ対策組織【速やかに招集／目安３日以内】 校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・担任・養護教諭・教育相談担当等 情報を整理し、いじめの認知、支援・指導方針、担当者、保護者への説明、継続観察を組織として決定する。	**会議で決めること** 被害生徒の保護・支援／関係生徒への指導／保護者対応／外部連携／次回確認日。 重大事態の疑いは速やかに設置者へ報告・相談。
▼	
⑤ 支援・指導・連携【方針決定後、継続実施】 被害生徒の心身の安全・学習機会を確保し、意向を丁寧に確認する。 関係生徒への指導、双方の保護者への適切な説明、SC・SSW・スクールロイヤー等との連携を行う。	**必要に応じた連携** 教育委員会／警察／医療機関／福祉機関など。 犯罪行為の疑い・重大な危険は警察への相談・通報を検討。
▼	
⑥ 継続観察・解消判断・再発防止 学校いじめ対策組織で定期的に状況を点検し、本人・保護者へ確認する。 行為が止んで少なくとも３か月経過し、本人が心身の苦痛を感じていないこと等を確認した上で、組織として解消を判断する。	**欠席時の注意** 欠席理由を担任だけで判断しない。いじめが疑われる欠席は管理職・対策組織に報告。30 日に達する前でも重大事態の疑いを検討。

４　重大事態への対応

（１）重大事態の定義

ア　いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ　いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めると

き（年間 30 日を目安とするが、一定期間連続する欠席等では日数に達する前から対応する）。

※ 事実関係の確定を待たず、重大事態の疑いの段階から対応する。生徒・保護者から重大事態の申立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（２）報告・調査・支援

・重大事態の疑いを把握した場合、校長は速やかに県教育委員会へ報告・相談し、学校と設置者が連携して対応する。

・調査主体は県教育委員会が判断する。学校が調査主体となる場合は、設置者の指導・支援のもとで調査組織を設け、専門性及び公平性・中立性に配慮する。

・調査対象者に調査の趣旨や情報の取扱いを説明し、アンケート・聴取・記録等により事実関係を明らかにする。

・被害生徒と保護者に、個人情報に配慮しつつ調査の進捗や判明した事実を適切に説明する。

・調査結果を県教育委員会に報告する。生徒又は保護者から所見をまとめた文書の提出があれば、取扱いを確認したうえで必要な手続に従い添付する。

・調査結果を踏まえて生徒の支援と再発防止策を講じ、学校全体で検証・改善する。

５　校内での相談窓口

本校の生徒・保護者・教職員は、いじめに関する相談・通報を、次の窓口で随時行うことができる。受理した情報は、いじめ対策委員会へ集約する。

（１）相談窓口

副校長・教頭、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、担任教員等の相談しやすい者。

（２）相談方法

対面、電話、C ラーニング、電子メール等。相談しやすい方法を選択できる。

（３）対応方針

・相談・通報を受けた教職員は、生徒の安全・安心の確保を最優先に、緊急時には直ちに必要な措置を講じる。

・相談内容は、原則として当日中に学年主任・生徒指導主事・管理職へ報告し、必要な情報をいじめ対策委員会で共有して組織的に対応する。緊急時は管理職へ直ちに直接報告する。

・相談者の意向・プライバシー・情報提供者の安全に配慮し、必要に応じ匿名の相談にも対応する。ただし、秘密保持を理由に必要な校内共有を妨げない。

別紙１

学校におけるいじめ対応の基本的な考え方

〇いじめは、どの学校、どの学年、どのクラスでも起こり得ます。「うちの学校には、いじめはない」と考えることは、見過ごしや放置につながる恐れがあります。
〇学校では、いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まずに組織的に対応します。
〇学校と家庭が協力して、子どもたちの健やかな成長を支えていきましょう。

１　通常時の対応

・「学校いじめ防止基本方針」をホームページ等に公開しています。（いじめ防止に対する学校の考え方やいじめに関する取組など）
・気がかりなことがある場合は、学校または次ページの相談窓口へ

２　いじめ発生時の組織的対応について

いじめの発見

24 時間以内に管理職等へ報告

①学校いじめ対策組織（相談・通報窓口）で共有
・情報（アンケート結果を含む）を集約・共有
・いじめの事実の有無を確認
・学校の設置者に報告

②指導・支援体制の構築
校長のリーダーシップの下、「学校いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む

③児童生徒への指導・支援

【いじめられた児童生徒への支援例】
・信頼できる人と一緒に寄り添い支える体制をつくる
・いじめから救い出し徹底的に守り通す
・保護者への連絡・支援

【いじめた児童生徒への指導例】
・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させる
・自らの行為の責任を自覚させる
・不満があってもいじめに向かわせない力を育む
・保護者への助言
・必要に応じて別室指導等を検討

【いじめを見ていた児童生徒への指導例】
・自分の問題として捉えさせる
・誰かに知らせる勇気をもつように伝える



④保護者との連携
関係する児童生徒（加害・被害とも）の保護者と情報共有

学校いじめ対策組織とは？
いじめ防止対策推進法により、いじめに関する問題を特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応するために設置が義務づけられた組織です。

静岡県教育委員会（令和7年10月）

3 相談窓口

相談窓口	相談内容	受付時間／連絡先
24時間 子供SOSダイヤル	子どものSOS全般 （子ども、保護者向け）	24時間対応／0120-0-78310（なやみいおう） ※匿名相談可
総合教育センターの面接相談	学校生活、家庭生活、子どもの心や発達に関する教育相談 （子ども、保護者、教職員向け）	（予約受付）平日 9:00～17:00／0537-24-9738 （相談日）　掛川会場：月～金、沼津会場：水・金
教育相談 ハロー電話 「ともしび」	子どもの悩み相談、保護者の教育相談（子ども、保護者向け）	平日（年末年始を除く）10:00～17:00 東部：055-931-8686（ハロ-ハロ-） 中部：054-289-8686 西部：0537-24-8686 ※匿名相談可
若者こころの 悩み相談窓口		24時間対応／0800-200-2326
静岡県LINE相談		平日 14:00～22:00、土・日・祝日 14:00～21:00 ID：@shizuokasoudan ※匿名相談可
こどもの人権110番 （静岡地方法務局）	いじめ・DV・差別、誹謗中傷など人権に関する相談	平日 8:30～17:15（年末年始を除く）　※匿名相談可 0120-007-110（ぜろぜろななの ひゃくとおばん）
LINEじんけん相談 （静岡地方法務局）	上記相談と同じ	平日 8:30～17:15（年末年始を除く）　※匿名相談可 ID：@linejinkensoudan
静岡県警察 少年サポートセンター （警察本部人身安全少年課）	少年の非行防止や被害少年支援に関する相談	平日 8:30～17:15 ※県警ホームページを御参照ください。
子どもの権利に関する相談 （静岡県弁護士会）	いじめ、体罰、学校での困り事や児童虐待、非行などの相談	9:00～12:00、13:00～17:00 静岡：054-252-0008　浜松：053-455-3009 沼津：055-931-1848　※初回相談無料
あざれあ相談 （静岡県男女共同参画課）	女性が抱える様々な悩み相談	月火木金 9:00～16:00、水 14:00～20:00 第２土曜日 13:00～18:00／054-272-7879 https://www.azarea-navi.jp/shisetsu/soudan/josei/ ※匿名相談可
	男性が抱える様々な悩み相談	第1・3土曜日 13:00～17:00／054-272-7880
ふじのくに LGBT電話相談	性のあり方に関する悩みごとや困り事	第1火曜日、第3土曜日 18:00～22:00／0120-279-585 ※匿名相談可、家族・友人等相談可
静岡県性暴力被害者支援センターSORA	性暴力被害に関する相談	（電話相談）24時間365日　#8891／0120-8891-77 （チャット相談）月～金 14:00～20:00 チャットはこちら→ ※匿名相談可、家族・友人等相談可
児童相談所虐待 対応ダイヤル	虐待の通告・相談	24時間対応／189（いちはやく）



なやみ相談ナビ「はなそっと」
年齢や悩みを選択すると、
適切な相談窓口を検索できます。

静岡県教育委員会（令和7年10月）